

安全はすべてに優先

安全のしおり

～安全に対する会員の心がけと良い習慣作りを現場で発揮していただくために～

事故防止は「不断の心がけと良い習慣作り」が最も大切です。

安全委員会は、「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準」の施行に合わせ、守っていただきたい既成の「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」に加えて「作業別安全就業基準」の整備、「安全の日」の創設、「安全パトロール」の回数増、「事故報告書類」の改定を行いました。

ここに、安全就業に係る活動内容をしおりとしてまとめましたので配付いたします。

「事故の未然防止は不断の心がけと良い習慣作り」です

(*誠実*丁寧*ルールの遵守*少しの余裕*事前の注意力*確認する習慣*冷静な判断 等)

事故の未然防止に努めましょう！

(公社) さいたま市シルバー人材センター
安全委員会

第1版

—目次—

1. 「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」と「作業別安全就業基準」について	1
(1) 「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」	2
(2) 「作業別安全就業基準」	4～10
① 植木剪定	
② 除草・草刈	
③ 福祉・家事援助サービス	
④ 清掃	
⑤ 襖・障子・網戸	
⑥ 駐輪場・駐車場	
⑦ 運転	
⑧ 大工・リフォーム、塗装	
⑨ 内職	
⑩ 管理	
⑪ 学習教室	
⑫ その他の作業	
2. 「安全の日」の創設について	11
3. 「安全パトロール」の実施について	12
4. 「事故報告書」類	13
(1) 事故報告書（当事者記入用）	
(2) 事故調査書（事務所記入用）	
5. 「作業前安全就業チェックリスト」について	17
6. 「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準」について	19
7. 広報活動について	25

1. 「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」と「作業別安全就業基準」について

安全に対する会員の心がけと良い習慣作りを現場で発揮するため、従来の「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」に加え「作業別安全就業基準」を守っていただきたいこととして整備いたしました。

「作業別安全就業基準」は、これで完成ではなく、日々の「現場・現実」の状況や皆様のご意見を反映すべく改版を重ね、より良きものにしていく性質のものと考えます。

改版は、必要に応じて実施し、再配付いたします。

また、引き受けた作業の内容に応じて、関連する「各作業別安全就業基準」を参考にしてください。

(1) 「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」

(2) 「作業別安全就業基準」

- ① 植木剪定
- ② 除草・草刈
- ③ 福祉・家事援助サービス
- ④ 清掃
- ⑤ 襖・障子・網戸
- ⑥ 駐輪場・駐車場
- ⑦ 運転
- ⑧ 大工・リフォーム、塗装
- ⑨ 内職
- ⑩ 管理
- ⑪ 学習教室
- ⑫ その他の作業

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の安全就業に必要な事項を定め、就業に伴う事故を未然に防止することを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、いそいだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物等は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 往復の途上にあつては、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるよう心がけること。

(安全保護具)

第4条 会員は、高所等危険な場所での作業は原則として行わない。ただし、安全と思われる範囲で梯子、脚立等を使用する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用しなければならない。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第5条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイの使用にあたっては十分注意し運転しなければならない。

(標識の設置)

第6条 会員は、路上での作業等、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(器具類の使用)

第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第9条 会員は、常に健康管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時や就業時にけがをしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第11条 会員は、この基準に定める以外に、センターから指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

①作業別安全就業基準（植木剪定）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	1-1	健康の維持管理に努めること	
	1-2	作業服は、動きやすく、袖口のしまったものを着用すること	
	1-3	地下足袋、運動靴等、最適なものを使用すること	
	1-4	安全帯・保護帽（ヘルメット） を着用し、あご紐を結ぶこと	
	1-5	作業に応じて、手袋（軍手等）を着用すること	
	1-6	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	1-7	作業現場の周囲の状況（ハチの巣等も含む）を確認すること	
	1-8	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	1-9	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	1-10	軽い柔軟体操後に、作業に取りかかること	
	1-11	作業は基本的に複数人で行うこと	
	1-12	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	1-13	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	1-14	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	1-15	適宜、水分補給や休憩を取ること	
	1-16	道具類の作業前点検を行うこと	
	1-17	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	1-18	概ね4mを超える高さの樹木を剪定しないこと	
梯子・脚立使用	1-19	安全帯・保護帽（ヘルメット） を着用し、あご紐を結ぶこと	
	1-20	開き止め、滑り止めのあるものを使用すること	
	1-21	滑ったり、傾いたりしないよう設置すること（ロープでしばる、足もとに板を置く等）	
	1-22	昇降する際、道具等は鞆に入れること	
	1-23	周辺に鋏・刃物類を放置しないこと	
	1-24	枝の切り落としの際は、樹下の安全確認をすること	
	1-25	剪定作業中に、樹下で作業をしないこと	
	1-26	道路に出て作業する際、標識（カラーコーン、トラロープ等）を設置すること	
	1-27	周囲の枯枝や地盤沈下を確認すること	
	1-28	梯子等上での作業を無理な姿勢で行わないこと	
	1-29	天板に立たないこと	
足場	1-30	保護帽（ヘルメット） を着用し、あご紐を結ぶこと	
	1-31	足場板は、丈夫なものを使用すること	
	1-32	足場板は、ゴムバンドでしばり固定すること	
	1-33	足場板上で無理な姿勢で行わないこと	
	1-34	単管を使用する際、経験者が水平・垂直・すじかい等を確認すること	
刈込	1-35	安全帯・保護帽（ヘルメット） を着用し、あご紐を結ぶこと	
	1-36	共同での刈り込み作業時は、刃先に注意すること	
	1-37	向かい合う位置で作業をしないこと	
	1-38	折れやすい、滑りやすい樹種での作業は慎重に行うこと	
	1-39	枝につかまったり、身体を預けたりしないこと	
	1-40	直径10cm以上の枝を切る場合、ロープをかけること	
	1-41	休止中の刈り込み鋏は、立てかけたり刃先が上にならないようにすること	
	1-42	電動工具（バリカン等）の使用は、電源のON・OFF等、添付マニュアルに沿った使用法ですること	
	1-43	積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと	
	1-44	残さい運搬時は、葉や枝が飛ばないように対策をすること	

運搬	1-45	残さい積み込み時、 保護帽（ヘルメット） を着用し荷台からの転落に注意すること	
	1-46	運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること	
	1-47	作業別安全就業基準（運転）に関すること	
その他	1-48	お客様宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	1-49	植木の種類によって、剪定してはいけない時季や害虫の出る時季、毒のあるもの等の理解を深めること	
	1-50	お客様とのコミュニケーション(見積・剪定具合等の打ち合わせ)を取ること	
	1-51	お客様との約束時間を厳守すること	
	1-52	お客様の自動車、バイクの移動を手伝わないこと	

②作業別安全就業基準（除草・草刈）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	2-1	健康の維持管理に努めること	
	2-2	作業服は、動きやすく、袖口のしまったものを着用すること	
	2-3	地下足袋、運動靴等、最適なものを使用すること	
	2-4	作業現場の周囲の状況(ハチの巣等も含む)を確認すること	
	2-5	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	2-6	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	2-7	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	2-8	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	2-9	軽い柔軟体操後に、作業に取りかかること	
	2-10	適宜、水分補給や休憩を取ること	
	2-11	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	2-12	道具類の作業前点検を行うこと	
刈払機	2-13	駐車場内（砂利）での刈払機作業はしないこと	
	2-14	付近の自動車に小石が飛ぶことはないかを確認すること	
	2-15	刈払機に飛散防止カバーは着いているか確認すること	
	2-16	刈払機使用時は、防護ネットの使用等、万が一の石跳ね対策をすること	
	2-17	刈払機使用時は、 保護メガネと保護帽（ヘルメット） を着用すること	
	2-18	芝刈機や刈払機の給油タンクに油漏れはないかを確認すること	
刈払機・手作業	2-19	共同作業時は、会員同士の間隔を十分に取ること	
	2-20	作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと	
	2-21	急斜面や危険な場所での作業ではないかを確認すること	
	2-22	使用後の鎌や剪定鋏に安全カバーを着けること	
運搬	2-23	道路に出て作業する際、標識(カラーコーン、トラロープ等)を設置すること	
	2-24	積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと	
	2-25	残さい運搬時は、葉や枝が飛ばないように対策をすること	
	2-26	残さい積み込み時、 保護帽（ヘルメット） を着用し荷台からの転落に注意すること	
	2-27	運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること	
その他	2-28	作業別安全就業基準（運転）に関すること	
	2-29	お客様宅や隣宅の自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	2-30	お客様とのコミュニケーション(見積・刈ってはいけないもの等の打ち合わせ)を取ること	
	2-31	お客様の自動車、バイクの移動を手伝わないこと	

③作業別安全就業基準（福祉・家事援助サービス）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	3-1	健康の維持管理に努めること	
	3-2	服装は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	3-3	長いひも類、装飾品を身に着けての作業はしないこと	
	3-4	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	3-5	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	3-6	発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等を付け、作業中は体から離さないようにすること	
	3-7	発注者から預かった鍵は、作業日以外に持ち歩かないようにすること	
	3-8	発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること	
	3-9	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	3-10	履物は滑りにくいものを着用すること	
	3-11	契約以外の仕事をしないこと	
	3-12	階段等の作業時は、踏み外し転落等に注意すること	
	3-13	電気・ガス・水道の消し止め忘れに注意すること	
	3-14	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	3-15	高所作業はしないこと	
	3-16	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	3-17	必要に応じて、休憩をとること	
	3-18	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
	3-19	洗剤等の使用について、使用上の注意事項を確認すること	
窓ガラス	3-20	ガラス部に手をついたり、体を支えたりしないこと	
	3-21	開閉の際、周囲に注意を払うこと	
器具	3-22	電気器具を濡れた手で扱わないこと	
	3-23	電気器具のコードやプラグは傷んでいないか確認をすること	
その他	3-24	お客様宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	3-25	お客様とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)をとること	

④作業別安全就業基準（清掃）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	4-1	健康の維持管理に努めること	
	4-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	4-3	作業靴は、滑りにくいものを着用すること	
	4-4	服装は、常に衛生を心がけること	
	4-5	長いひも類、装飾品を身に着けての作業はしないこと	
	4-6	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	4-7	発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等を付け、作業中は体から離さないようにすること	
	4-8	発注者から預かった鍵は、作業日以外に持ち歩かないようにすること	
	4-9	発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること	
	4-10	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	4-11	作業現場では、周囲の状況を確認すること	
	4-12	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	4-13	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	4-14	階段等の作業時は、踏み外し転落等に注意すること	
	4-15	清掃用具の紛失に注意すること	

	4-16	高所作業はしないこと	
	4-17	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	4-18	必要に応じて、休憩を取ること	
	4-19	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
	4-20	洗剤等の使用について、使用上の注意事項を確認すること	
ガラス	4-21	ガラス部に手をついたり、体を支えたりしないこと	
器具	4-22	電気器具を濡れた手で扱わないこと	
	4-23	電気器具のコードは装置に収納してから移動すること	
	4-24	電気器具のコードやプラグは傷んでいないか確認をすること	
その他	4-25	お客様宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	4-26	お客様とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること	

⑤作業別安全就業基準（襖・障子・網戸）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	5-1	健康の維持管理に努めること	
	5-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	5-3	運動靴等、最適なものを使用すること	
	5-4	作業現場の周囲の状況を確認すること	
	5-5	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	5-6	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	5-7	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	5-8	作業は基本的に複数人で行うこと	
	5-9	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	5-10	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	5-11	作業品や材料品を立て掛ける時は、角度等に注意すること	
	5-12	適宜、休憩を取ること	
場内	5-13	作業品を移動する時は、周囲の安全に注意をすること	
	5-14	ガラス入りの作業品を扱う時は、破損防止に注意をすること	
	5-15	道具や作業品は、作業台からはみ出さないように置くこと	
	5-16	刃物、きり類は、鞘等に収めて保管すること	
搬出入	5-17	周囲の安全を確認すること	
	5-18	搬出入経路の障害物は取り除くこと	
	5-19	階段昇降の際は、踏み外しや転落等に注意をすること	
	5-20	家具、電気等の配置状況を確認し、衝突等が生じないように注意すること	
	5-21	作業品の破損・汚損に注意すること	
	5-22	作業別安全就業基準（運転）に関すること	
その他	5-23	お客様宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	5-24	お客様とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること	

⑥作業別安全就業基準（駐輪場・駐車場）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
	6-1	健康の維持管理に努めること	
	6-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	6-3	作業靴は、滑りにくいものを着用すること	

一般	6-4	作業現場の周囲の状況を確認すること	
	6-5	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	6-6	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	6-7	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	6-8	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	6-9	必要に応じて、休憩を取ること	
	6-10	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
作業	6-11	整理した自転車の安定に十分な注意を払うこと	
	6-12	利用者とのトラブルを避けるよう努めること	
	6-13	重量のある自転車の移動は、慎重に行うこと	

⑦作業別安全就業基準（運転）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	7-1	健康の維持管理に努めること	
	7-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	7-3	作業靴は、滑りにくいものを着用すること	
	7-4	作業現場の周囲の状況を確認すること	
	7-5	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	7-6	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	7-7	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	7-8	交通法規を遵守すること	
	7-9	車内は常に衛生を保ち、運転の支障になる物は置かないこと	
	7-10	狭い道での走行や対向車とのすれ違いの際は、細心の注意を払うこと	
	7-11	視野を広くとり、速度を落とす等の安全運転をすること	
	7-12	停車後ドアを開ける際は、後続車や歩行者等の安全確認をすること	
	7-13	積載量を守り、走行中に荷物が落下しないよう固定をすること	
	7-14	適宜、休憩を取ること	
	7-15	歩行者には十分注意し、運転すること	
その他	7-16	お客様宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	7-17	お客様とのコミュニケーションを取ること	

⑧作業別安全就業基準（大工・リフォーム、塗装）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	8-1	健康の維持管理に努めること	
	8-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	8-3	地下足袋、運動靴等、最適なものを使用すること	
	8-4	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	8-5	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	8-6	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	8-7	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	8-8	作業現場の周囲の状況を確認すること	
	8-9	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	8-10	適宜、休憩を取ること	
	8-11	作業品や材料品を立て掛ける時は、角度等に注意すること	
	8-12	有機溶剤類の塗装の時は、換気をする	
	8-13	塗料・溶剤等が目に入った場合は、適正な処置をすること	

作業	8-14	塗装作業時、塗料の種類と使用する色に注意すること	
	8-15	火気に注意を払うこと	
	8-16	踏み台や梯子等を不安定な場所に立てないこと	
	8-17	工具類を落とさないように注意すること	
その他	8-18	お客様宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	8-19	お客様とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること	

⑨作業別安全就業基準（内職）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	9-1	健康の維持管理に努めること	
	9-2	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	9-3	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	9-4	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	9-5	受注品を適切に扱うこと	
	9-6	チームワーク良く作業をすること	
	9-7	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	9-8	道具類は放置せず、安全な状態で保管すること	
	9-9	適宜、休憩を取ること	
搬出入	9-10	搬出入経路の障害物は取り除くこと	
その他	9-11	お客様とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること	

⑩作業別安全就業基準（管理）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	10-1	健康の維持管理に努めること	
	10-2	服装は、動きやすく、仕事に適したものを着用すること	
	10-3	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	10-4	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	10-5	会員同士の連絡を正確に行うこと	
	10-6	発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること	
	10-7	作業中は、発注者から預かった鍵をスプリングキーホルダー等に付け、体から離さないようにすること	
	10-8	発注者から預かった鍵は、就業日以外に持ち運ばないこと	
	10-9	予定表の確認を行うこと	
	10-10	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	10-11	適宜、休憩を取ること	
	10-12	契約以外の仕事をしないこと	
	10-13	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
その他	10-14	施設利用者には、親切丁寧な対応を心がけること	

⑪作業別安全就業基準（学習教室）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
	11-1	健康の維持管理に努めること	
	11-2	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	11-3	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	11-4	児童・生徒、保護者との連絡を正確に行うこと	

一般	11-5	教室・出入口の鍵類は、厳重に保管すること	
	11-6	就業中は、鍵類をスプリングキーホルダー等に付け、体から離さないようにすること	
	11-7	鍵類は、就業日以外に持ち運ばないこと	
	11-8	予定表の確認を行うこと	
	11-9	教室・廊下・階段・出入口の安全を図ること	
	11-10	電気・水道の止め忘れに注意すること	
	11-11	地震や火災発生時等の避難体制を確立すること	
	11-12	緊急時の連絡体制を確立すること	
	11-13	児童・生徒の安全確保を最優先すること	
その他	11-14	児童・生徒、保護者には、親切丁寧な応対を心がけること	

⑫作業別安全就業基準（その他の作業）

第1版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	12-1	健康の維持管理に努めること	
	12-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	12-3	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	12-4	作業場所周囲の安全確認をすること	
	12-5	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	12-6	会員同士の連絡を正確に行うこと	
	12-7	発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること	
	12-8	作業中は、発注者から預かった鍵をスプリングキーホルダー等に付け、体から離さないようにすること	
	12-9	発注者から預かった鍵は、就業日以外に持ち運ばないこと	
	12-10	予定表の確認を行うこと	
	12-11	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	12-12	適宜、休憩を取ること	
	12-13	契約以外の仕事をしないこと	
	12-14	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
その他	12-15	利用者には、親切丁寧な応対を心がけること	

2. 「安全の日」の創設について

さいたま市シルバー人材センターは、

毎月10日を「安全の日」と定め、

安全に対する会員の心がけと良い習慣作りを現場で発揮することの大切さを再確認する日といたします。

「事故の未然防止は不断の心がけと良い習慣作り」です

(※誠実※丁寧※ルールの遵守※少しの余裕※事前の注意力※確認する習慣※冷静な判断 等)

事故の未然防止に努めましょう！

安全ひとこと その1



かかりつけ医をもち、年に一度は、健康診断を受診しましょう

3. 「安全パトロール」の実施について

従来の「安全・適正就業月間」（7月と12月）に行われていた、安全委員と事務所安全対策員による「安全パトロール」に加え、安全に対する会員の心がけと良い習慣作りの啓発活動として、5月、10月、2月に事務所安全対策員による「安全パトロール」を実施します。

実施する「安全パトロール」は、事務所安全対策員2名がパトロールの腕章をつけて就業現場を訪れ、「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」と「作業別安全就業基準」が守られているかをパトロールいたします。現場に迷惑がかからぬよう短時間で済ませますので協力をお願いいたします。

安全ひとこと その2



食事は、腹八分目

明日はお仕事ですか？お酒は、ほどほどにしましょう

4. 「事故報告書」類

安全に対する会員の心がけと良い習慣作りの定着を目指し、「再発防止策」の記述、「作業別安全就業基準」を遵守しての行動か等の報告書類の改定を行いました。

報告書の「再発防止策」の有用なものは「作業別安全就業基準」へ守っていただきたい項目として追加記載するなど、安全に対する会員の心がけと良い習慣作りの糧となる報告書として活用されます。

- (1) 事故報告書（当事者記入用）
- (2) 事故調査書（事務所記入用）

安全ひとこと その3



自分から明るい声かけ「ご安全」、いつも笑顔を心がけましょう

(1) 事故報告書(当事者記入用)

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

安全委員会 委員長 様

事故の状況

発生日 : 平成 年 月 日

発生場所 : さいたま市 区

天気 : 晴れ 曇り 雨 雪 (その他:)

体調 : 良好 普通 不良 (その他:)

事故の詳細

.....
.....
.....
.....
.....

事故の原因

.....
.....
.....
.....
.....

反省及び今後の再発防止策について

作業別安全就業基準〇-〇を遵守しなかったため、事故を起こしました。

.....
.....
.....
.....

上記のとおり事故報告いたします。

平成 年 月 日

会員番号 _____

氏 名 _____ (印)

責任者等
氏 名 _____ (印)

(2)

事故調査書(事務所記入用)

事故の種類	傷害(往復途上・就業中)	賠償(人・財物)	事務所	事務所		
日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分頃					
傷害 負傷の部位及び程度	傷害の状態					
	通院期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日数	日間		
	入院期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日数	日間		
賠償 損害額	センター側	損害額	円	相手方	損害額	円
事故の発生状況及び原因と再発防止策						
事故後の処理状況						
所長・発注者意見等	作業別安全就業基準〇-〇を遵守しなかったため、事故を起こしました。					
				自己責任(有・無)		

上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
安全委員会 委員長 様

〇〇事務所 担当

印

※ 関係書類を添付する。(裏面参照)

〔記載事項〕

- (1) 損害物(下記枠内に写真貼付可)
- (2) 事故現場見取図(事故発生状況が詳細にわかるもの。下記枠内に写真貼付可。手書き可)
- (3) 損害額がわかる書類(損害見積書等)
- (4) その他必要と思われるもの

5. 「作業前安全就業チェックリスト」について

安全に対する会員の心がけと良い習慣作りの定着を目指し、「作業前安全就業チェックリスト」を作成しました。

複数で作業をする際には、作業前にリーダーが各項目についてのチェックを行い、事故の未然防止として活用をいただきますようお願いいたします。

安全ひとこと その4 あ・い・う・え・お励行



あわてず・いらつかず・うぬぼれず・えらぶらず・おごらず

	項目	チェック
作業概要説明	発注者様とのコミュニケーション(見積・剪定具合等の打ち合わせ)は取れているか	
	発注者様紹介(就業会員は、今日の現場の発注者を知っていますか?)	
	作業内容/作業時間/休憩時間を把握しているか	
	発注者様の要望を作業会員へ周知しているか	
	運搬班等他のグループとの共同作業はあるか	
作業に当たっての注意事項	作業に適した服装をしているか	
	作業に使用する道具はそろっているか	
	作業に使用する道具はメンテナンスされているか	
	作業場所の周りの環境をチェックしたか	
	作業場所の周りの環境に対応した対策をとったか	
	発注者様や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策は必ず実行しているか	
	道路に出て作業する際、標識(カラーコーン、トラロープ等)を設けているか	
会員健康チェック	会員の健康状態をチェックしたか	

作業別安全就業基準を読みましたか

自己評価

安全だ

・ 危険だ (理由:

)



要因を排除しましょう!

6. 「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準」について

さいたま市シルバー人材センターは、「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準」（以下「事故取扱基準」と表記）を平成29年4月より施行します。

「事故取扱基準」を設けました目的は、

1. 全員参画による就業事故の撲滅（安全就業の推進）
2. 事故発生の手やかな対応と処置
3. 処分することが本意ではなく、基準の明示と周知により全会員が注目し、事故の未然防止に努めていただくことです。

施行に当たり「事故取扱基準」の細則を設けましたので、お読みください。

安全ひとこと その5



熱中症は室内でも発症します。
こまめに水分・塩分を補給し、おかしいと思ったら無理はしない

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準

(目的)

第1条 この事故取扱基準は、安全就業を推進し、事故の再発を防止することを目的とする。

(処分)

第2条 安全委員会（以下「委員会」という。）は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事業において事故を起こした会員に対して、次のような処分を科することができる。

(注意)

第3条 委員会は別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、委員長より注意書（様式第1号）を各1枚発行する。

- 2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。
- 3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(罰則)

第4条 委員会は別表1に定める注意書が2枚累積した場合は、各事務所長から嚴重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、委員長より就業停止書（様式第2号）を発行する。また別表2に定める罰則項目に該当した場合は、その日をもって就業を停止する。

- 2 就業停止の措置を受けた会員であっても、別の職種の就業が可能である場合は、就業できるものとする。
- 3 就業停止させる場合は、当該会員に、安全委員会において弁明する機会を与えることができる。

(停止期間)

第5条 第4条において就業を停止する期間は、原則1年とする。ただし、6ヶ月を経過し、当該作業班班長等から委員長に対し復帰要望があった場合には、安全委員会の審議を踏まえ、委員長は就業を復帰させることができる。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

違反項目
1. 賠償事故を起こした場合
1. 安全就業基準を遵守せずに傷害事故を起こした場合
1. 事故報告を怠った場合、又は自己解決しようとした場合

別表 2

罰則項目
1. 会員の過失により重大な事故を発生させた場合

(様式第1号)

注 意 書

会員番号 : _____

氏 名 : _____

就業日時 : 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 _____

就業場所 : _____

職 種 : _____

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準別表1における違反項目
() に該当します。よって、注意書を発行します。

平成 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
安全委員会 委員長 ⑩

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(注意)

第3条 委員会は別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、委員長より注意書(様式第1号)を各1枚発行する。

2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。

3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(様式第2号)

就業停止書

会員番号 : _____

氏 名 : _____

停止期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

職 種 : _____

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準第4条第1項の規定に基づき、本日をもって就業を停止します。

平成 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
安全委員会 委員長 印

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(罰則)

第4条 委員会は別表1に定める注意書が2枚累積した場合は、各事務所長から厳重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、委員長より就業停止書(様式第2号)を発行する。また別表2に定める罰則項目に該当した場合は、その日をもって就業を停止する。

「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準」
細則

□安全委員会の開催について

以下の事象が発生した場合、安全委員会を開催する。

- ・ 事故調査書（事務所記入用）の提出があり、安全委員会開催が必要と安全委員会委員長が判断した場合
- ・ 就業停止書発行に際して、会員より弁明の機会の請求があった場合
- ・ 就業停止書発行から6ヶ月を経過し、当該作業班班長等から復帰要望があった場合

□別表1の安全就業基準について

別表1の安全就業基準とは、「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」と「作業別安全就業基準」の基準を指します。

□別表2の重大な事故について

別表2の罰則項目 会員の過失により重大な事故を発生させた場合の重大な事故とは、

- ・ 賠償事故と安全就業基準を遵守せずに傷害事故を起こした場合の両方が重なった時

7. 広報活動について

安全に対する会員の心がけと良い習慣作りの定着には、

- ・私の健康法
- ・事故体験談
- ・仕事の仕方
- ・安全就業の心得
- ・リーダーや個人による安全確保のための取り組み
- ・ついうっかりや失敗談

など、安全に係わる日常の状況を、会員間で共有することが有用と考えております。

そこで、毎月発行の会員ニュースには、事故状況や対策を掲載するほか、「会員投稿コーナー」を活用した活動を行います。

現場では、安全のための様々な工夫が数多く実施されていると聞いております。取り組みの紹介等、「会員投稿コーナー」への投稿をお待ちしています。

安全ひとこと その6



自動車、バイク、自転車の運転は慎重に、交通安全を心がけましょう



浦和事務所
 〒336-0017
 さいたま市南区南浦和3丁目46番16号
 浦和シルバーワークプラザ
TEL 048-884-5111
FAX 048-811-3206
 E-mail: ssc-urawa@sjc.ne.jp



与野事務所
 〒338-0003
 さいたま市中央区本町東2丁目15番12号
TEL 048-852-8923
FAX 048-852-8874
 E-mail: ssc-yono@sjc.ne.jp



大宮事務所
 〒331-0813
 さいたま市北区植竹町1丁目593番地1
 高齢者生きがい活動センター内
TEL 048-667-1150
FAX 048-667-0666
 E-mail: ssc-omiya@sjc.ne.jp



岩槻事務所
 〒339-0054
 さいたま市岩槻区仲町1丁目14番54号
TEL 048-756-7790
FAX 048-756-2120
 E-mail: ssc-iwatsuki@sjc.ne.jp

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター本部事務所

〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1 大宮ふれあい福祉センター内
 TEL 048-669-0303 FAX 048-669-0305
 ホームページ: <http://saitama-sjc.or.jp>



目指せ 就業事故ゼロ！！

発行日 平成29年4月1日